

【無料】INPIT-KANSAI一周年記念イベント

中国知的財産法セミナー

<主催> (独)工業所有権情報・研修館(INPIT)

この度、(独)工業所有権情報・研修館では、日本・中国から専門家をお招きし、全国人民代表大会における審議が開始される予定の中国専利法第四次改正案に関するセミナーを開催いたします。

このセミナーでは、知的財産の専門知識を備え、かつ中国の知財状況に関心を有する弁理士・弁護士及び企業・大学等における知財担当者等を対象に、専利法のみならず模倣品問題、標準必須特許等の最新状況を解説し、理解を深めていただくことを目的としています。

開催日時	平成30年 11月2日(金) 13:00~17:00 (開場12:00)
開催会場	AP大阪梅田茶屋町 ABC-MART梅田ビル8F E+F+Gルーム (大阪市北区茶屋町1-27)
募集定員	100名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
プログラム	(1) 専利法第四次改正案の紹介 上海大学 教授 Xu Chunming 氏 (2) 専利法第四次改正法が日本企業に与える影響と対策 河野特許事務所 所長 弁理士 河野 英仁 氏 (3) シスメックスの中国における模倣品対策活動 シスメックス(株) 知的財産本部長 井上 二三夫 氏 (4) 中国における標準必須特許をめぐる最新動向 BLJ法律事務所 代表 弁護士・博士(法学) 遠藤 誠 弁護士 (5) パネルディスカッション「中国における司法の現状」 全講演者
言語	日中同時通訳
講演資料	日本語(外国講師分は翻訳資料)
参加費	無料 (事前申込制)

■参加申込み

http://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/30jointseminar2_00002.html

■アクセス

◇AP大阪梅田茶屋町
ABC-MART梅田ビル8F※1階入り口は、ビル正面カフェ左横
E+F+Gルーム (大阪市北区茶屋町1-27)

- ・JR「大阪駅」御堂筋北口より徒歩約3分
- ・阪急「梅田駅」2F中央改札口より徒歩約1分
- ・御堂筋線「梅田駅」北改札より徒歩約3分
- ・鉄谷町線「東梅田駅」北東・北西改札より徒歩約5分
- ・阪神「梅田駅」東改札口より徒歩約5分

■お問合せ

◇事務局
独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財人材部
〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー8階
TEL:03-3581-1101(内線3907)

